

# あなたのアルバイトは、だいじょうぶ？

高校生・18歳未満のみなさんに知ってほしい働く人を守るルール

## チェックリスト「あなたのアルバイトは、だいじょうぶ？」

働いている人・これから働こうとしている人は、自分が守られているのか？

当てはまる項目をチェック ✓ して、確認しよう！

- 中学生だけど、アルバイトしている。 → 1
- 「これって危ない仕事かも」と思う、高い場所での作業や危険物を扱う作業がある。 → 2
- 「これってやばい仕事かも」と思っているけど、お給料がとてもいいのでやっている。 → 3
- 働く時間や時給などについて、説明が書かれた書類をもらったことがない。 → 4
- アルバイトを始める時に、年齢を確認されなかった。 → 5
- 1日に8時間以上、1週間に合計40時間以上、働いている。 → 6
- 長時間働いているのに、休憩がほとんどない。 → 7
- ひとつのバイト先で、1週間休みなしのシフトで働いている。 → 8
- 深夜のシフト（午後10時から翌日の午前5時の間）で働いている。 → 9
- 高校生だからといって、募集していた時給より下げられた。 → 10
- お給料をもらえる日が、毎月ばらばらで決まっていない。 → 11
- レジのお金が不足した分を、お給料から差し引かれた。 → 12
- 辞めたいのに、辞められない。 → 13

- をつけた項目がありましたか？
- をつけた項目や気になる項目の番号のところに書かれている説明を読みましょう！
- ひとつでもあったら、あなたのアルバイト先は「働く人を守るルール（労働基準法など）」に従っていない可能性があります。
- 「労働基準法」には、子ども（18歳未満）の安全、健康、福祉を守るために特別なルールが定められていて、正社員・正職員だけでなくアルバイトや派遣など、どんな働き方をしている人も対象になります。
- 説明を読んで、「自分のバイト、なにかヘン？」と思ったら、友人、家族、先生、周りのおとななどに相談しましょう！
- 秘密を守って、相談にのってくれる窓口もあります。最後のページに電話番号などが書いてあります。

# 仕事を探す時

## 1 中学生だけど、アルバイトしている。

→ 働けるのは、15歳になって中学校を卒業してから

- 「就労最低年齢」といって、働くことができるのは、15歳になった後（通常は中学校卒業後）の4月1日からと法律で決まっています。  
ただし、雇う側が**労働基準監督署**で許可をとり、新聞配達など軽い労働であれば可能です。
- 13歳になるまでは、軽い労働も禁止されています。  
ただし、雇う側が**労働基準監督署**で許可をとり、映画や演劇の子役などの仕事は可能です。

※最後のページに労働基準監督署の説明があります。

## 2 「これって危ない仕事かも」と思う、高い場所での作業や危険物を扱う作業がある。

→ 高い場所での作業など「危険で有害な労働」は、18歳になるまでは禁止

- 子どもは身体的・精神的に成長しているところです。その成長や学習の機会を妨げることがないように守られなければなりません。
- 18歳になるまで子どもを雇ってはいけないとする「危険で有害な仕事」が法律で決められています。

### 建設・解体現場などで

- ・深さが5メートル以上掘られた場所、または土砂が崩壊するおそれのある場所での仕事
- ・高さが5メートル以上で、落ちる恐れのある場所での仕事
- ・足場の組み立てや、建物などを解体する仕事
- ・感電する危険性が高い仕事

### 炭鉱や鉱山などでの採掘やトンネル内での作業など

#### 機械を扱う仕事

- ・ボイラー、クレーン、2トン以上の大型トラックなどの運転
- ・岩石や鉱物の粉砕機を取り扱う仕事

#### 重たい物を取り扱う仕事

**危険物を扱う仕事**（火薬、塩酸、鉛、リチウム、ガソリンなど、爆発性、酸化性、発火性、引火性のある物など）

#### 有害なガスが発散する場所や、有害な放射線にさらされる場所での仕事

#### 非常に高温、非常に低温な場所での仕事

**お酒を提供する場での接待の仕事**（バー、キャバクラなど）

### 3

「これってやばい仕事かも」と思っているけど、お給料がとってもいいのでやっている。

→ 振り込め詐欺の「出し子」「受け子」など、犯罪に加担するようなアルバイトをすると逮捕されてしまいます。

- 「オレオレ詐欺」って、聞いたことがありますか？高齢者などをだまして、お金を盗る犯罪行為です。
- ATMからお金を引き出す役（出し子）や被害者からお金やキャッシュカードを受け取りに行く役（受け子）に、中学生や高校生が使われる事件がありました。
- 「預金口座を作ってほしい」「携帯電話を契約してほしい」という仕事や頼まれごと、犯罪に協力することになるおそれがあります。
- たとえ自分が何の役をしているか知らなくても、犯罪グループの一員として逮捕されてしまいます。
- 異常にお給料がいいアルバイトは、「なにか裏がある」と疑い、仕事の内容をよく確認しましょう！
- 「これはやばいかも」「これは悪いことかも」と思ったら、周りの人に相談しましょう！
- 子どもが相談できるヤング・テレホンなどが各都道府県の警察に設置されています。

これって

## 危ない仕事??

Q 重いものを持つ引っ越しのアルバイトは？

A 年齢や性別によって、取り扱える物の重さが決められています。「社員」などに確認しましょう！

Q ガソリンスタンドでの給油は？

A ガソリンを加工する作業ではないから、車への給油はOK！

Q お酒を出すお店でのアルバイトは？

A お客さんにお料理やお酒を運ぶことはできますが、テーブルについてお酒をついだり、会話するなどの接客は禁止されています。

### これまでに、法律で禁止されている危険で有害な労働がありました

解体工事現場で中学3年生（14歳）の男子生徒がアルバイト就労中に、崩れた壁の下敷きとなって死亡。  
(2012年、栃木県)

アルバイトとして雇われていた少女（15歳）が、屋根に設置された太陽光パネルを点検、清掃中に、約13メートル下のコンクリート床に落ち、死亡。  
(2017年、茨城県)

福島第一原子力発電所の事故後、原子力発電所の建屋の壁に配管を通す作業や除染作業に15歳から17歳の少年が雇われていた。  
(2011年、福島県、栃木県)

コンパニオン派遣会社が中学生と高校生を宴会場に派遣し、お酒をついだり、会話の相手をするなどさせていた。  
(2017年、北海道)

# 働く時の手続き

## 4 働く時間や時給などについて、説明が書かれた書類をもらったことがない。

→ 働き始める時、働く条件について書かれた書類をあなたに渡すことが、雇う側に義務付けられています。

- **労働条件通知書**という書類があり、働く期間、働く場所、仕事内容、働く時間、休憩時間、休日、給料、給料の支払い日、退職に関することなどが書かれています。
- 雇う側は、働く人1人1人に労働条件通知書を作成し、労働条件を説明しなければなりません。
- 労働条件通知書は必ずもらって、保管しておいてください。働く時間や時給が最初に聞いた時と違う時に、指摘できます。(求人広告も写真を撮っておきましょう！)
- 分からないことがあれば、質問して、納得できるまで説明してもらいましょう。
- 無理な条件があれば、話し合って、解決しましょう。

※労働条件通知書に「別途就業規則に定める」「就業規則に準ずる」と書いている場合があります。「**就業規則**」とは、働く時間、賃金、退職など働き方のルールで、校則のようなものです。従業員が10人以上の場合、雇う側が作成し、労働基準監督署に届け出をして、職場の誰でも見られるところに置いておく義務があります。一度、目を通しておきましょう！

※労働条件通知書とは別に、「雇用契約書」(雇う側と雇われる本人が合意して署名・押印する文書)があります。雇用契約書は、作成されなくても法律違反ではありません。署名するように言われた時は、内容をよく確認してからにしましょう！

Q シフトを勝手に変更された、テスト期間中に無理やりシフトに入らされた……

A シフトを変更する時、働く人の合意が必要です。雇う側が一方的にシフトを変更することは、認められていません。困る場合は、断って大丈夫ですよ。

## 5 アルバイトを始める時に、年齢を確認されなかった。

→ 18歳未満で働く時は、年齢確認が必要です。

- 18歳未満の子どもを雇う時は、**年齢証明書**を保管することが義務付けられています。
- 年齢証明書とは、氏名と生年月日が記載された公文書のことで、市・区役所などで発行してもらう、住民票記載事項証明書、住民票(写し)、戸籍証明書などです。保険証や学生証のコピーは、認められていません。

Q 「年齢を聞かれず、20歳と答えるように」と言われた……

A 18歳未満では、してはいけない仕事もありません。法律で決められた「危険で有害な労働」(**チェックリスト2**)でないか、確認しましょう！

### 安全衛生教育

仕事でのケガや病気などを予防するために、働き始めた時、雇う側は仕事に必要な安全や衛生についての教育(研修)を行う必要があります。

### 労働者災害補償保険(労災保険)

- 仕事や通勤中にケガや病気をした場合には、労働保険が適用されます。
- ①治療費、②休業補償(働けなくなった場合に賃金の補償)が受けられます。
- 正社員・正職員だけでなく、契約、派遣、アルバイトなど、働いている人すべてが対象です。(1週間に20時間以上働くことになっていて、同じところで31日以上働いた人)
- 保険料は、雇う側が全額支払います。

# 労働時間、休憩、休日

## 6 1日に8時間以上、1週間に合計40時間以上、働いている。

→ 1日の労働時間は8時間まで、1週間の労働時間は合計40時間までと、法律で決められています。

- 18歳未満には、時間外労働（残業）や休日労働をさせてはいけないことになっています。（原則として）

## 7 長時間働いているのに、休憩がほとんどない。

→ 6時間以上働く時は、途中で45分以上の休憩時間をとれるように、雇う側はする義務があります。

- 働く時間に応じて、休憩時間が法律で決められています。

Q 「休憩時間だけど、電話が鳴ったら対応するように」と言われた……

A 休憩時間とは自由時間で、作業や電話の対応をしながらの休憩は「休憩」とみなされません。

## 8 ひとつのバイト先で、1週間休みなしのシフトで働いている。

→ 少なくとも1週間に1日は、休みをとるように法律で決められています。

- 毎週1日、4週間の間に4日以上の日を休まなければならない。7日間以上、連続で働かされることは、法律違反です。
- 休日とは、土・日・祝日という意味ではなく、仕事を休む日のことです。

### ■有給休暇

有給休暇とは、仕事を休んでも、出勤した時と同じように賃金が支払われるお休みのことです。正社員・正職員だけでなく、契約、派遣、アルバイトも、有給休暇がとれます。

- ① 働き始めてから、同じ職場で半年以上働き、
- ② その間に出勤することになっていた日の8割以上働くと、有給休暇がとれます。

働いている時間・日数、働いた期間によって、日数が決められていますので、確認しましょう！

## 9 深夜のシフト（午後10時から翌日の午前5時の間）で働いている。

→ 18歳未満は、午後10時から翌日の午前5時の間、働かされてはいけないことになっています。（原則として）

Q コンビニのバイトで午後10時までのシフトだけど、「次の人が遅れてくるから残るように」と言われた……

A 労働基準監督署から許可を得て、深夜業（深夜に働くこと）が認められている場合がありますが、許可がなく、急に言われた場合は、断りましょう！

# 賃金

## 10 高校生だからといって、募集していた時給より下げられた。

→ 支払われるべき最低額の賃金が、都道府県ごとに決められていて、最低賃金より低い時給で働かされてはいけないことになっています。

- **最低賃金**は、厚生労働省のホームページに掲載されています。お給料が、最低賃金を上回っているか確認しましょう！

※例外として残業や深夜に働いた場合は、通常の時給より多い残業代や深夜手当がもらえることになっています。



- 「研修期間」も、最低賃金以上の時給が支払われなくてはなりません。

Q

店を開めた後、掃除に30分位かかるけど、掃除の時間は給料がもらえていない……

A

開店の準備、後片付け、着替えの時間も、勤務時間に含まれます。時給は、10分や15分単位ではなく、1分単位で計算されます。

## 11 お給料をもらえる日が、毎月ばらばらで決まっていな。

→ 毎月、決められた日に支払われなくてはなりません。

- 働いた時間・日数の分、お給料を雇う側は支払う必要があります。
- お給料は、雇う側が
  - ①通貨で（物ではなく）お金で ②直接本人に（親など他の人が受け取ることは禁止）
  - ③働いた時間・日数分の全額を ④毎月1回以上 ⑤決められた日に支払うように、法律で決められています。

## 12 レジのお金が不足した分を、お給料から差し引かれた。

→ 罰金や弁償などとして、お給料から差し引かれることは法律違反です。

- 雇う側は賃金を全額支払うことになっています。
- 罰則については、就業規則（**チェックリスト4**）に定められている場合がありますので、確認しましょう。

Q

食事を運んでいてお皿を落とし、うっかりとお皿を割ってしまった。さらに、お客さんの服を汚してしまい、お皿の代金とクリーニング代を払うように言われた……

A

わざと割ったり、汚したりしたのであれば、必ずしも弁償する必要はありません。お店の責任者から、なぜ支払わなければならないのか、きちんとした理由を説明してもらいましょう。

Q

クリスマスケーキなどの販売ノルマを課された。そして、販売ノルマに達しない分を買わされた……

A

ノルマを達成できなかった分を買取る必要はありません。また、お給料から差し引かれることは法律違反です。



# 退職・解雇

## 13 辞めたいのに、辞められない。

→ いつでも退職を申し出ることができます。(原則として)

- 辞めたいと思う日の2週間前には、伝えましょう！
- 契約期間が決められている場合も、病気やケガなど「やむを得ない理由」で退職を申し出ることができます。無理だと思わず、雇う側に相談しましょう！
- 退職についても、「労働条件通知書」や「就業規則」(チェックリスト4)でルールを確認しましょう！

Q 「代替の人を紹介しないと、アルバイトを辞めさせない」と言われた……

A 代替の人を探すのは、雇う側がすべきことです。雇う側が困る時は、話し合しましょう。

Q 仕事でミスをしたら、次の日から来なくていい」と言われた……

A 理由を説明してもらい、相談窓口にご相談しましょう！

Q 「契約期間中に辞めたら損害賠償請求する」と言われた……

A 相談窓口(最後のページ)にご相談しましょう！

### ■解雇

- 解雇とは、雇う側が一方的に働く人を辞めさせることです。
- 雇う側は、正当な理由がなく、一方的に働く人を辞めさせることはできません。(原則として)

## パワハラとセクハラとは？

### パワハラ (パワーハラスメント)

職場で上司や先輩が、優位な立場を利用して、仕事をするうえで必要な注意や指示という範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える行為や、職場環境を悪化させる行為のことです。

例 暴力、侮辱、暴言、無視、仲間外し、業務上不要なことや無理なことの強制、仕事の妨害

### セクハラ (セクシャルハラスメント)

職場で働いている人が不快に思うような性的な言動をし、誘いを断ったりなどすると解雇、降格、減給など不利益を受けられることです。また、職場環境が不快になり、仕事に悪影響が生じることです。

例 食事やデートへしつこく誘う、性的な冗談やからかい、不快に感じるボディタッチ、性的な関係の強要


- 相手に、「NO」という意志を示しましょう！
- パワハラ・セクハラの言葉や行為をメモやスマートフォンで録音するなど記録をとっておきましょう！
- 信頼できる人や相談窓口へ、相談しましょう！

# 相談窓口

仕事でトラブルがある時、ブラック企業・ブラックバイトかなと思った時、相談しよう！  
トラブルに関しては、メモやスマートフォンで録音など記録をとっておきましょう！

## 労働条件相談ほっとライン

「募集内容と実際の仕事の内容が違う……」  
「働いた時間分、お給料が払われていない……」など、労働条件について、無料で相談できます。厚生労働省の事業です。

 **0120-811-610**  
フリーダイヤル

[受付時間]

月～金：17時～22時

土日：9時～21時

祝日：17時～22時

## ブラックバイトユニオン

ブラックバイトについての相談ができます。  
「休憩時間がない」「上司のパワハラ」など、  
バイト先で「これっておかしいのでは？」と  
思ったら、連絡しましょう。大学生などが相談を受け付け、問題解決のためのアドバイス  
やサポートをしてくれます。無料で、相談に  
関する秘密は厳守されます。

**TEL/FAX 03-6804-7245**

[受付時間] 10時～22時  
(土日祝を含む毎日)

**Email** info@blackarbeit-union.com

**Web** http://blackarbeit-union.com/



## 労働基準監督署

働く人の安全や健康を確保し、生活を守るために、全国に労働基準監督署が設置されています。労働基準法が守られているか、企業などを監視、指導しています。労働基準法について分からないことが聞けたりします。



**Web** [http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/location.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html)

## 総合労働相談コーナー

全国の労働基準監督署の中などにあります。解雇、賃金の引き下げ、いじめなどあらゆる労働に関するトラブルの相談ができます。専門の相談員が、電話か面談で対応してくれます。無料で、相談に関する秘密は厳守されます。



**Web** <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>

ACE (Action against Child Exploitation) は、1997年に設立した国際協力NGOで、「子ども・若者が自らの意思で人生や社会を築くことができる世界」を目指して活動を行っています。児童労働の撤廃と予防のために、インドとガーナでプロジェクトを実施し、日本では、市民、企業、政府と連携して啓発活動を行い、日本の児童労働問題への取り組みも開始しました。

初版発行 2018年7月  
第2版発行 2020年8月  
発行者 特定非営利活動法人 ACE (エース)  
デザイン 植木美穂

TEL : 03-3835-7555 FAX : 03-3835-7601  
Email : childjpn@acejapan.org URL : www.acejapan.org

**ACE**  
—児童労働のない未来へ—